

弟子屈町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 11 日
弟子屈町条例第 31 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、弟子屈町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事。
- (5) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は 12 人以内の委員をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) 労働者を代表する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

3 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が召集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第 6 条 子ども・子育て会議に、第 2 条の所掌事務に係る調査及び研究（以下「調査等」という。）を行うための専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、会長が指名する。

3 専門部会に、専門部会の委員の互選により部会長及び副部会長を置く。

4 専門部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において、同条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

5 専門部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を会長に報告するものとする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、弟子屈町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年弟子屈町条例第6号）の定めるところによる。

(事務局)

第8条 子ども・子育て会議の事務局は、福祉こども課に置く。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。